

院生550余名が在籍しているという。全体的にみて大学院生の比重が高く、それ故に日常的に大学院生の研究指導にあたる若手教員の負担は大きい。限られた予算のもと測定機器の保守・修理などといった事までも、日常時業務として加わってきている。こうした事態はその根本に貧弱な文教政策の問題がからんでくる。

11. 以上が、研究者の過労死認定までの経過の概要である。故M氏公務災害認定ワーキング・グループは目下本件にかかわる記録集を作成中であり、9月のはじめの完成を目指しているとのことである。是非ともその記録集を入手されて、詳しいことの経過を点検されることを望みたい。

大学における安全衛生活動

京都府大 脇 田 滋

(一)

国公立を問わず、大学における安全衛生活動は、一般の事業所に比較してかなり遅れていると思われます。国立大学では、労働安全衛生法の適用がないこと自体が問題ですが、ほとんど取り組みがありません。法の適用がある公私立大学でも、安全衛生委員会が設置されているところは少なく、設置されていても多くは、ゴミやネズミ対策程度であると言われています。〔その中で、大学をあげて安全衛生について定期的に講習会を開催し、特別な問題について調査と学長への答申など活発な活動をしている大阪市大の例があります。〕

つぎに、私たちの京都府立大学(教職員約250名)でのこの1年間の経験を紹介し、大学における安全衛生活動の実情と問題点の一面を明らかにしたいと思います。

(二)

私たちの支部(自治労京都府職労の府立大学支部)では、昨年10月以降、大学で働くすべての人々の権利を守ることを重要な課題にしてきました。中でも、安全衛生は、すべての教職員にかかわる問題でありながら、これまで十分な取り組みができなかった問題です。府大でも公務災害として明確になったものをはじめ、職業病の疑いのある症状が職員の間で広がっています。

最近支部に寄せられた教職員の声の一部を紹介します。

「ボールペンで書く仕事が続き、手と肩が痛むし、軽いペンでないとものさえつらい」(事務・教員)

「前の職場で自由に取れた年休が府大に来てほとんど取れなくなった」(事務)

「通勤災害の認定を受けたいが、手続きが厄介であきらめた」(事務)

「不自然な姿勢の農作業が集中して頸、肩、腰、手足が痛む」(農場)

「実験室の環境が不十分でいつも危険〔火事や健康破壊〕と隣あわせの感じがしている」(理系教員)

「安全衛生に対して当局は何もしてこなかったが、支部ももっと力をいれて欲しい」(事務・農場)

以上の声は、この7月の支部自治研活動としての教職員健康調査によってより一般的に確認されました。

これまでも、農場での公務災害(負傷、腰痛、振動病)問題、図書館の頸肩腕障害問題など、組合の一定の取り組みもありましたが、当局の責任体制が不十分なこともあって系統的な対策が行な

われないます、再び、安全衛生問題が教職員個人の問題に解消されようとしています。そこで、支部では、現在、次のような要求を掲げ、大学当局と交渉を続けています。

〔安全衛生基本要素案骨子(1984.5.)〕

(1) 安全衛生管理体制について

1. 労働安全衛生法にもとづき、府立大学に資格を有する衛生管理者を2名以上選任し、その職務と氏名を全職員に公表すること。衛生管理者の選任にあたっては、京都府職員労働組合府立大学支部に了解を得ること。

「京都府職員安全衛生管理規程」に定める「衛生管理担当者」は、法的に根拠のないものであり労働安全衛生法違反を京都府が公認することになりかねないので早急に有資格の衛生管理者を置くこと。

2. 府立大学に責任をもつ産業医を1名以上置くこと。

3. 衛生管理者と産業医は、労働安全衛生法所定の事業場巡視等をかならず行なうこと。

4. 労働安全衛生法にもとづき、府立大学に安全管理者を1名以上置くこと。

5. 府立大学に安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生法の規定と精神を踏まえた活動が行なえるように委員会規程を整備すること。

6. 安全衛生委員は、職場の実情を反映するように選任するとともに、労働安全衛生法にもとづき委員の半数以上は、京都府職員労働組合府立大学支部の推薦で選任すること。

7. 毎年、安全衛生について各職場・職種の実情と問題点について調査を行なうこと。

(2) 安全衛生教育について

1. 教職員の採用および配置換え、新規器械の導入の際には、準備されたテキストによって安全衛生教育を行なうこと。

2. 管理職員は、安全衛生に関する研修を毎年受講すること。

3. 毎年数回、府立大学の全教職員を対象にした安全衛生講座を実施すること。

4. 危険・有害作業に従事する者を対象にした特別の安全衛生教育を毎年実施すること。

(3) 公務災害の認定について

1. 公務災害の認定手続きを簡素化すること。特に、現認書(または、事実証明書)の記入を形式的なものとする。

2. 公務災害が発生した場合には、その原因を徹底的に解明するとともに、再発防止の対策をとること。

(4) 労働条件の改善について

1. 残業を必要としない人員と賃金を確保すること。

2. 年休の完全取得を保障する人員を確保し、適切な業務計画をたてること。

3. 作業環境の改善をすすめること。

(5) 事業場下請け労働者について

1. 事業場下請け労働者を労働させる場合には、事前に京都府職員労働組合府立大学支部および安全衛生委員会に通告すること。

2. 事業場下請け労働者を指揮して労働させる場合には、必要な安全衛生教育と訓練を行なうこと。

(6) 健康診断の充実・改善、健康状態の調査について

1. 職員の作業の実態に即した健康診断を行なうこと。

2. 危険・有害作業や反復する疲労性の作業の実情を正確に調査し、長期的な記録分析による健康管理をすること。府大の退職者についても、退職後の健康状態について追跡調査をすること。

(三)

大学の事務局は、労働安全衛生法の規定の内容をほとんど理解していないのではないかとさえ思われる対応をしてきました。その問題点を整理すると次のようになります。

① 府大を、労働安全衛生法の適用の単位としての「事業場」としてとらえる視点がなかったことです。

その結果、本来、独立した事業場であり、しかも、200名以上もの教職員のいる府大には法律上当然置かれるべき労働安全衛生委員会がなく知事部局8000名に一つの委員会しか置かれていませんし、50名以上の事業場に置くべき産業医も、本庁と市内の出先機関に1人(保健予防課長の兼任)しかいません。

② 事務系職場である府大には、労働安全衛生法はあまり問題にならないという誤った考え方を持っていることです。

これは、支部執行委員会と事務局との話し合いの中での事務局側の発言ですが、「労働安全衛生法は、工場などで問題になるが事務系にはさほど重要でない」というもので、管理者としてはまことに残念な認識と言わざるを得ないものです。

まず、労働安全衛生法は、事務系職場にも適用することを前提にしたもので、とくに、「衛生」という^のは、事務系を含めた職場での健康保持を示しています。また、労働安全衛生法に基づき、事務系職場に対して、事務所衛生規則が詳しく職場の衛生基準を定めています。同法の労働災害と

いうことには、職業病が含まれ、その中に、けいわんをはじめとする事務系の職業病が含まれていることは、労働安全衛生法の初歩的な常識です。

③ さらに、大学を労働安全衛生法と無縁の事務系職場と一面的にとらえています。これは、大学の実情をみない皮相な認識と言えます。

府大では、支部が取り組んで来た図書館のけいわん問題や農場演習林の振動病、腰痛、負傷など公務災害として認定されたものなど、安全衛生に関する問題は以外に多く、決して労働安全衛生法と縁のない安全な職場とは言えません。これまでも支部としていくつかの公務災害と考えてよい事例を聞いていますが、表面には出なかったものの、個人的に処理された傷病がかなりあったと推測されるのです。

その他、化学系の実験室では爆発性、引火性、毒性のある多くの有害物質を十分な安全衛生施設なしに使用しています。また、実情はまだ十分に調査されていませんが、放射線(電離、非電離)や遺伝子工学やME機器の問題も潜在していると考えられるのです。

私たちは、安全衛生について、これまで大学が教育はもちろん、基礎的な調査さえ行なって来なかったことが一番問題だと考えています。とくに、府が59年度中に、府大に労働安全衛生委員会を設置しようとしている段階でもあり、事務局が、この点での認識を根本的に改めるよう求めていく必要があると考えています。

私たちの取り組みはまだ始まったばかりです。これから、教職員の中で持続的な討議や調査を進めるとともに、他大学との取り組み・経験の交流を強く期待しています。